

第4編 伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例

伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例

平成14年4月1日

条例第2号

改正	平成15年4月1日	条例第4号	平成18年3月31日	条例第8号
	平成22年5月31日	条例第2号	平成26年4月1日	条例第2号
	平成29年3月31日	条例第1号	平成29年12月26日	条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、及び法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に定める職員とする。

- (1) 法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 伊那中央行政組合職員の定年等に関する条例（昭和59年伊那中央保健衛生施設組合同条例第1号）第2条で準用する伊那市職員の定年等に関する条例（平成18年伊那市条例第25号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して組合長が定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の

第4編 伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例

満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2項に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「法定育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該法定育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が伊那中央行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成14年伊那中央行政組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定により、組合長の定める基準に従い、任命権者が定める非常勤職員の休暇（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である場合にあっては、勤務時間条例第13条の規定により組合長が規則で定める休暇）のうち職員の出産に係るものにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合

第4編 伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例

にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において法定育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として組合長が定める場合に該当する場合

（法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において法定育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として組合長が定める場合に該当する場合

（法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の5 法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

（法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合

第4編 伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例

に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより、当該育児休業承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

- (5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際、育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た職場に限る。）。

- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児休業の承認の取消事由）

第4編 伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例

第5条 法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第6条 任命権者は、法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 伊那中央行政組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和38年伊那中央保健衛生施設組合条例第9号）第2条で準用する伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号。以下「給与条例」という。）第47条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第51条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として組合長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(育児休業をした職員の退職手当の取り扱い)

第9条 伊那中央行政組合一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和38年伊那中央保健衛生施設組合条例第11号）第2条で準用する伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成18年伊那市条例第43号）第6条の4第1項及び7条第4項の規定の適用については、育児休業した期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての伊那中央行政組合一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和38年伊那中央保健衛生組合条例第11条）第2条で準用する伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

(部分休業を請求することができない職員)

第10条 法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とす

第4編 伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例

る。

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して組合長が定める非常勤職員
(部分休業の承認)

第11条 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、伊那中央行政組合一般職の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和38年伊那中央保健衛生施設組合条例第8号）第2条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 組合長が定める職員に対する部分休業の承認については、組合長が定める時間を超えない範囲内で行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取り扱い）

第12条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第63条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第64条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第13条 第5条の規定は、法第19条第3項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由について準用する。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第4号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に伊那市長が承認を与えた職員への適用は、従前どおりとする。

附 則（平成18年3月31日条例第8号抄）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成22年5月31日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に、改正前の伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例第3条第3号の規定により職員が申し出た計画は、改正後の伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

第4編 伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例

附 則（平成26年4月1日条例第2号抄）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に育児休業をしている職員が施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成29年4月1日前の期間については、2分の1）」とする。

附 則（平成29年12月26日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。